

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月11日（平成28年（行情）諮問第224号）

答申日：平成28年7月27日（平成28年度（行情）答申第229号）

事件名：特定事件の不法行為者に求償したかどうか分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定事件の不法行為者に求償したかどうか分かる文書。まだしていない場合には、検討の文書。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成26年11月5日付け防官文第16240号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

判決から5か月もたった段階で、求償の組織的検討をしていないとは考えられない。

（2）意見書

ア まず、本件は異議申立てから諮問まで1年2か月を要しているが、これは「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（H17.8.3 情報公開に関する連絡会議申合せ）に違反するものである。

イ また、担当の者が求償について誰にも相談していないとは考えられない。隣の席の人間に相談しただけでも、その際に使用した文書に組織共用性が認められる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、本件対象文書を探索したが、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成26年11月5日付け防官文第16240号により文書不存在による原処分を行った。

2 本件対象文書の保有の有無について

「特定事件の不法行為者」への求償については、本件開示請求のあった時点においては、海上幕僚監部の関係部署において担当者が個人的に検討をしている段階であった。そのため、その当時作成されていた文書は存在したものの、それらは全て組織共有性を有しておらず、法2条2項の行政文書に当たらなかったことから、文書不存在につき不開示としたものである。

また、本件異議申立てを受け、海上幕僚監部の関係部署において念のために再度同様の探索を行ったが、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「判決から5か月もたった段階で、求償の組織的検討をしていないとは考えられない。」と主張し、処分の取消し及び文書の再特定を求めるが、当時の状況は上記2のとおりであり、本件開示請求のあった時点において本件対象文書は作成されておらず、その存在を確認できなかったことから不開示としたものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月7日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年7月1日 | 審議 |
| ⑤ 同月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定事件に係る特定裁判所判決に関連して、同事件の不法行為者に求償したかどうか分かる文書、まだしていない場合には、検討の文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 特定事件に関する求償については、本件開示請求時点において、海上幕僚監部首席法務官付法務室において1名の担当者が資料収集等の作業に着手している段階であり、上司には、適宜、口頭で進捗状況等を報告しており、諮問時点においても同様の状況である。

そのため、担当者が個人の考えを整理すべく作成中のメモは存在しているが、いまだ個人的に検討中の段階であって、組織的に用いることができる状態ではなく、法2条2項の行政文書には該当しない。

イ 本件異議申立てを受け、海上幕僚監部の関係部署において念のために探索を行ったが、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

(2) 特定事件に関する求償については、担当者が個人的に検討している段階であり、担当者が作成中のメモはあるものの、当該メモは組織的に用いることができる状態ではないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久